

# まちづくりの 基本理念

人・自然・文化・歴史など特色ある地域資源を活かしながら、人と人のつながり、ぬくもりを大切にしたまちづくりの実現をめざすため、基本理念を次のように定めま

## 豊かな心と安心

四季折々の美しい自然とふれあいながら、歴史・文化・地域資源を最大限に活かしたまちづくりを進めることは、健やかで豊かな心を育むことにつながります。

また、質の高い快適な生活を実現するためには、「安全・安心」が基本となり、防災・防犯・環境・健康・子育てなど、あらゆる分野において「安全・安心」を確保し、豊かな心と安心の息づくまちづくりをめざします。

## きずな

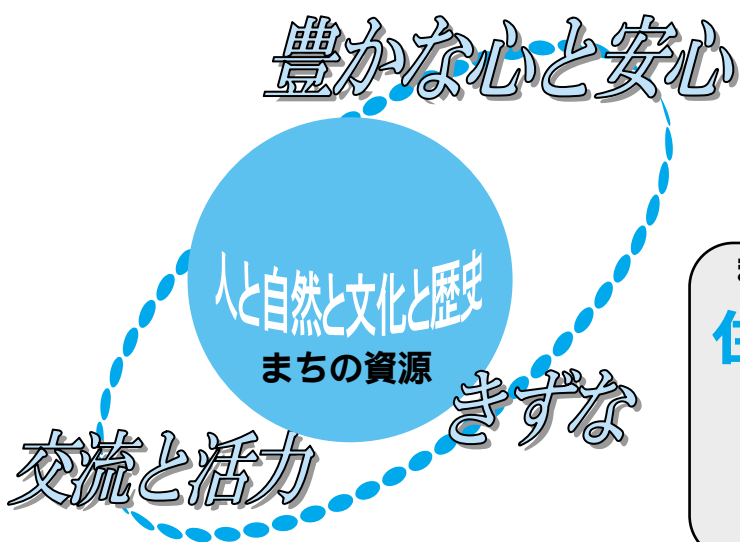
まちづくりの主役である住民一人ひとりが、お互いを理解しながら尊重し、ささえあうことで、家庭・地域のきずなが深まります。魅力のあるまちづくりの実現のため、地域の個性を活かした特色のあるコミュニティづくりを推進します。人と人のつながりを大切にし、世代を超えたきずなを育て、生涯を通

じた学びや体験により、笑顔があふれるまちづくりをめざします。

## 交流と活力

人々の住民活動、経済活動などのにぎわいと活力が、持続可能な未来に輝くまちにつながります。いきいきとした元気なまちづくりのため、住民自らの創意工夫による活動を支援するとともに、観光や産業をはじめ、あらゆる分野への幅広い取り組みを促し、交流機会の充実を図りながら、まちの活性化につなげていきます。

### <まちづくりの基本理念>



### まちの将来像(コンセプト)

住みたい 訪れたい 帰りたい  
ふれあいのまち  
『ふるさと 猪名川』

## 施策の大綱

### 第1節

#### 笑顔あふれるふれあいのまち 猪名川 ~地域・生活~

まちづくりの主役である住民の基盤整備を整えるとともに、参画と協働を一層進め、安全・安心をキーワードに、犯罪が起きにくく災害に強いまちづくりに取り組みます。人権を尊重し、すべての人がともに支えあう共生のまちづくりを推進し、人々の笑顔があふれ、豊かで快適な生活を実現するまちづくりをめざします。

### 第2節

#### こころ安らぐ自然に育まれたまち 猪名川 ~環境・景観~

清流猪名川をはじめ、豊かな里山など、自然を身近に感じることができる本町のすばらしい環境の中で、都市との調和を図り、潤いと安らぎが感じられるまちづくりに取り組みます。自然にふれあい、自然について学び、自然の尊さや自然と共生する心を育み、いつまでも季節の変化を感じることで美しい環境づくりをめざします。

### 第3節

#### いきいきと暮らせる健康長寿のまち 猪名川 ~健康・福祉~

高齢者や障がいのある人を地域でささえる仕組みづくりなど、安全で快適に暮らせる環境づくりを進めるとともに、町ぐるみで健康づくり活動を促進することで、いつまでも元気でいきいきと暮らせることが実感できる健康長寿のまちづくりに取り組みます。子育て世代が安心して子どもを産み育てることのできる活力ある地域社会づくりを進め、子どもたちが本町の特色である自然環境を最大限に活かし、健やかに育つ環境づくりをめざします。

### 第4節

#### こころ豊かな教育・文化のまち 猪名川 ~教育・文化~

住民が生涯を通じて学ぶことのできる環境を整えるとともに、子どもたちが豊かな自然環境や独自の歴史・文化のもとで、思いやりの心や豊かな人間性、自ら考え自ら学ぶ力を育てるまちづくりに取り組みます。だれもがいつでも、気軽に学ぶことができるよう、情報を提供し、機会や場を設け、人材を育てるなど環境整備を進め、文化・歴史の保存と活用により、「ふるさと猪名川」を次世代へ継承しながら、住民の創意工夫による新たな文化の創造をめざします。

### 第5節

#### 活力とにぎわいのあるまち 猪名川 ~都市・産業・観光~

暮らしと経済を支える都市基盤の充実と多様な産業の発展を推進し、活力とにぎわいのあるまちづくりに取り組みます。地域資源を活かした産業振興を図るため、農林業・商業・観光産業などの有機的な連携により「いながわブランド」の創出をめざすとともに、それらを町内外へ発信することにより、暮らす人・訪れる人にとって魅力あるまちづくりをめざします。

### 第6節

#### 人びとと行政がともに歩むまち 猪名川 ~行政運営~

行財政改革などによる効率的な行政運営と中長期的な視点の行政経営に取り組むとともに、行政情報の提供と情報公開を充実させ、住民とのパートナーシップをさらに高めるためのまちづくりに取り組みます。地域の特性を活かした政策立案や住民とともに課題解決に取り組むため、町職員の意識改革を図り、政策形成能力や企画調整能力などの資質向上、住民ニーズに対応できる人材の育成に努めます。



総合計画審議会の様子

本町は、1970年(昭和45年)に「猪名川町振興計画」を策定以降、まちづくりの指針となる総合計画を定め、計画的にまちづくりを進めてきました。

また、第四次総合計画(平成12年度～同21年度)では、まちの将来像を「人と自然がやさしくとけあい、未来に輝くふるさと猪名川」と定め、住民・事業者・行政が一体となり、まちづくりに取り組んできました。

「第五次猪名川町総合計画」では、世界的な経済問題、地球環境問題、国内における少子高齢問題、地方分権、雇用不安などの今日的課題に対応するため、これまでの本町の発展の歩みを確実に受け継ぎ、まちづくりにかかわる全ての人とともに歩む新たな第一歩として、総合的、長期的な指針として策定します。

## 第五次総合計画の案まとまる

これからのまちづくりについて

皆さんの意見を募ります

総合計画は、本町のめざすべき将来像とその実現に向けた重点的な取り組み、具体的な施策の方向性を示すもので、町全体の各種計画の最も上位に位置づけられる総合的かつ体系的な計画です。基本構想・基本計画・実施計画の3つで構成されます。

### 計画の目標年次

基本構想は、平成22年度を開始年度として、平成31年度までの10年間を目標とします。

基本計画については、前期と後期があり、前期は平成22年度から同26年度まで、後期は平成27年度から同31年度までをそれぞれの計画期間とします。

### 総合計画の進行管理

実施計画に対しては毎年、実績や事業効果の行政評価をもとにローリング方式によって見直します。また、個別の施策・事業に対しては行政評価システムを活用し、目標の達成を図ります。さらに、前期・後期各5年間の基本計画に対しては、各期の終了時に施策や

事業の進捗状況を評価し、総合計画の見直しを行います。

### 総合計画策定の経過

計画の策定にあたって、住民3,000人を対象としたアンケート調査や、地域意見交換会、各種団体を対象とするヒアリングなどを通じ、最新の住民ニーズ、生活実態、地域で抱える課題、町政に対する意見などの把握を行いました。町では、第四次総合計画の進捗状況の確認、成果などの整理や課題の抽出など幅広く

検討を行いました。

これらの取り組みを受け、計画素案を作成し、住民代表や各種団体・関係行政機関・学識経験者などによって構成される総合計画審議会の審議を経て策定したものです。

問合せ  
企画財政課  
766・8711

### 総合計画策定のスケジュール

- 平成20年5月 住民3,000人を対象にしたアンケート実施プロジェクトチームが発足
- 同年6月 各まちづくり協議会・各種団体を対象にした意見交換・ヒアリングを実施
- 同年12月 総合計画審議会での審議を開始
- 平成21年3月 部会での審議を開始
- 同7月 パブリックコメントを実施
- 同12月 議会へ上程(予定)
- 平成22年4月 第五次総合計画スタート

### パブリックコメントを実施 案に対する意見を募集

- 募集期限 8月14日(金)
- 意見提出対象者 町内に在住・在学・在勤の人
- 資料の閲覧と意見提出用紙の配布 企画財政課、日生・六瀬住民センター窓口、および町ホームページ
- 提出方法 指定の用紙に住所・氏名・連絡先と意見を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。
- 持参の場合 企画財政課、日生・六瀬住民センター窓口
- 郵送の場合 企画財政課(〒666-0292 住所記入不要)
- ファックスの場合 企画財政課(FAX767-2255)
- Eメールの場合 企画財政課(kikaku@town.inagawa.lg.jp)

Eメールの件名を「第五次総合計画(案)に対する意見」としてください。電話によるご意見の提出には応じかねます。あらかじめご了承ください。

### < 総合計画の構成 >

今後10年間にめざすべきまちづくりの基本理念と将来像を明確にするとともに、その実現に向けたまちづくり構想の大綱を示すものです。

基本構想に基づき実施していく部門ごとの施策の体系と施策の概要を示すもので、前期基本計画と後期基本計画で構成します。

基本計画に基づき実施していく施策を具体的に示した計画で、向こう3カ年を期間とするローリング方式により策定し、本計画の進行管理を行います。

基本構想  
基本計画  
実施計画

